活動制限に関する良くある質問

観光・芸術・文化省

**観光・文化分野**

**1.MM2Hプログラムへの申し込みは可能ですか。**

可能です。新規の申し込み書類は全て郵便で提出できます。申し込みの撤回や停止はE-mail mm2h@motac.gov.myから申し込みできます。しかしながら、MM2Hに関する事務手続きは4月30日まで閉鎖されています。

**2. MOTACが実施する、人々が参加可能な各プログラムの実施について（省略）**

**3. 休暇をマレーシアで過ごす予定であり，支払いを既に済ませましたが，予定を継続することは可能ですか。**

活動制限令下では、社会活動のためにリゾートに行くことも含めて、エッセンシャルサービスに含まれない移動することが禁止されています。休暇の予定を継続しないことをお勧めします。

**4. 活動制限令が発表される前に休暇中のホテル代を支払ってしまいました。返金を要求できますか。**

活動制限令が発表される前の予約に関する返金は、ホテルと直接交渉してください。

**5. MOTAC所属学校の学生の行動について（省略）**

**6. 海外での文化活動を終えたマレーシア人の帰国について（省略）**

**7. 活動制限令下での博物館／図書館／文化宮殿／考古学サイト／マレーシア観光セ　ンターは営業していますか？**

　観光・芸術・文化省にの運営する全ての公共施設は4月30日まで閉鎖されます。閉鎖される施設の一覧は、下記ウェブサイトをご参照ください。

[http://www.motac.gov.my/media2/siaran/semua-fasiliti-awam-di-bawah-kementerian-pelancongan,-kesenian-dan-kebudayaan-motac-ditutup-sementara-sehingga-30-april-2020](http://www.motac.gov.my/media2/siaran/semua-fasiliti-awam-di-bawah-kementerian-pelancongan%2C-kesenian-dan-kebudayaan-motac-ditutup-sementara-sehingga-30-april-2020)

　なお，下記ウェブサイトにおいて，1320万件のオンラインで無料閲覧可能な資料を提供しております

[www.u-pustaka.gov.my](http://www.u-pustaka.gov.my)

**旅行業免許分野**

**1. 旅行業免許事務は通常通りに実行されていますか。**

いいえ。観光文化省の各州本部事務所および各事務所および旅行業免許に関するオンラインサービスは3月31日まで閉鎖されています。

旅行業免許に関するオンライン申し込みは通常通り行えます。しかしながら，手続きは2020年4月1日以降に行われます。旅行業免許に関するオンライン支払い手続きも行えません。

**2. 活動制限令下において旅行業免許の更新が遅れた場合には、違反や罰金が科されますか。**

いいえ。

**3. この期間旅行会社は運営しても良いでしょうか。**

認められません。旅行会社はエッセンシャルサービスではありません。

旅行会社は旅行者の帰国のために宿泊先から空港又は港湾への送迎を提供することだけが認められます。

**4. 活動制限令下において、ホテルやホームステイの返金は一般に利用可能ですか。**

宿泊所からの返金は、顧客とサービス提供者の間の契約条件によってなされます。旅行者はサービス提供者と直接に活動制限令が出される前の予約への返金について交渉することが推奨されます。

**5. 旅行に関する教育・訓練の提供について（省略）**

**6. 活動制限令下において、観光ガイドは観光案内を実施してもよいですか。**

いいえ。この期間はいかなるガイド活動も行うことは認められません。

**7.観光バスやレンタカーについてはこの期間も運営してもよいですか。**

サバ・サラワク及びラブアン等においてはこの期間、観光バス及びレンタカーは認められません。

マレー半島での活動については、運輸省にお問い合わせください。

**宿泊業分野**

**1. 旅行客の宿泊施設は、活動制限下でも運営されていますか。**

全ての旅行客宿泊室は、最小限の活動として運営をすることを認められています。しかしながら、全ての宿泊客は活動制限令期間中、客室内にいなければなければなりません。宿泊客向けの食事提供はルームサービスに限られます。その他のサービス提供及びジム・スパ・プールといった施設の使用は認められません

活動制限令下であっても旅行客のチェックインが認められますが，少数に限定されます。

活動制限令に伴い滞在を延長しなければならない旅行客は、自分の予算に応じて、価格の低い宿泊施設に移動することは可能です。

しかしながら、国内旅行客が新たに宿泊施設にチェックインすることは認められません。

**2. 活動制限令下で航空機の乗務員のような契約済み宿泊客を、宿泊施設は受け入れることが可能ですか。**

可能です。宿泊施設は活動制限令下の規則に従って，契約済の宿泊客を受け入れることができます。

**3.公共医療を提供している 宿泊施設は、活動制限令下で運営することは可能ですか。**

公共医療を提供している宿泊施設は、活動制限令下の規則に従って，運営することが認められています。

**4. 宿泊施設の授業員の給与は支払われるべきですか**

1955年雇用法に従います。人的資源省にお問い合わせください。

**5. 5つ星ホテルに宿泊していますが，予算の問題によりほかのホテルに移ることはできますか。**

活動制限令下に滞在の延長が必要な宿泊客は，予算に応じた宿泊施設にチェックインすることが可能です。しかしながら，新規国内観光客は宿泊施設へのチェックインは認められていません。

**6. 宿泊客が新型コロナウイルス検査で陽性と判定された場合には、どうすべきでしょうか。**

お近くの危機準備・対応センター（CPRC）もしくは保険センターへ直ちにご連絡ください。

**7. 観光・芸術・文化省の本件に関する連絡先を教えてください。**

観光・芸術・文化省に関するお問い合わせは、観光芸術文化省のホットラインにe-mailもしくは3月19日午後6時までなら，03－8891－7189までお電話ください。

**観光・芸術・文化省**

**2020年3月20日**